

## デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会(第3回) 議事概要

日時：平成28年3月10日(木) 14:00～16:30

場所：中央合同庁舎4号館 123会議室

### 【議事】

#### 1. 中間報告について

(1). デジタルアーカイブ構築に係る課題検討

- ①デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題
- ②連携の意義と日本型連携モデル
- ③地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題
- ④デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題

(2). アーカイブの利活用促進に係る課題検討

- ①アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進のために
- ②コンテンツの拡充と利用条件表示における課題
- ③利活用促進のために必要な取組

#### 2. 今後の予定について

#### 3. 情報共有のために

- (1) アーカイブ利活用促進に向けた制度整備の状況について
- (2) J-LOPの権利情報データベースの取組について
- (3) 司書・学芸員養成課程におけるデジタルアーカイブ関連科目の取扱いについて

### 【概要】

#### 1. 中間報告について

- 国立国会図書館 大場課長より資料1及び資料2に基づき説明。
- 質疑の内容は、以下の通り。

(1). デジタルアーカイブ構築に係る課題検討

- ①デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題

(高野座長)

- ・資料2に各館からの回答を纏めたので補足があればコメントいただきたい。

(国立国会図書館 大場課長)

- ・(資料2について補足説明)

5ページの③について、国立国会図書館の欄に「CC0で提供するには、国有財産上の取扱いについて整理が必要。」と書いてあるのは、国立国会図書館が付している書誌データは販売している関係との整理、また、データベース著作権との関係についての整理が必要と言うことである。

## ②連携の意義と日本型連携モデル

(筑波大学 杉本教授)

- ・全体的に、作る側の観点で書かれているように感じる。作る側の議論をする際にも、利用者モデルの話を入れないと、どういうメタデータを集めてどう作るのか、既存の書誌データを集めることとの違いが出てこないのではないか。
- ・(p.4)図1下段に記載された「利用者層」が専門家だけになってはいけない。一般の国民が地域の文化財なり災害記録なり、自分が関心を持つものにアクセスできるようにするには、個々の提供者で作られたメタデータだけでは足りない。その上の緑色で記載されたレイヤーで価値を付加する、そのためのモデルがどうかという議論がないと、結局大規模なデータ収集に終わり、誰も使わないことになることを危惧する。

(高野座長)

- ・図1の緑色のレイヤーをもう少し具体的に検討できるとよい。全領域を網羅するのは無理かもしれないが、少なくともこういった領域に目配りをし、そこを中心にやろうとしている人たちにとって、一番上のレイヤーしかない状態で考えるよりは、真ん中に総合ポータルやプラットフォーム化された仕組みがあると助かると言ってもらえるようなことを検討すべき。2年目はそういった議論が中心になると思っている。

(秋田県立図書館 山崎副館長)

- ・図で描くと誤解を招きやすいように思う。図1は、緑色のサブジェクト型ポータルを通して使うことだけに限定されるようにもみえる。ポータルをそのまま使うことに加え、行政機関や学校が使う場合など、色々な使い方がある。あまり明示し過ぎない方がよいかもしれない。
- ・(p.7)図2も同様。文章の納得感はあるが図の表現が難しい。この図は比較的垂直型に近いが、横のつながりの部分が表現しにくい。誤解を招くくらいなら、むしろない方がよいのかもしれない。

(高野座長)

- ・あまり固有名が出過ぎたりして素直に読めないと問題なので、工夫していけるとよい。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・情報を提供する側から見た連携の意義について、一つは実際の来館につながるかどうか。必ずしもそうでないにしても、ネットワーク上で人が来た実績を評価の対象にしないと、目録や画像コレクションを提供する側のインセンティブにならない。ネットで見に来る人がいても、それが、業務上の評価につながらないのであれば、情報を提供する気になりにくい。館そのものの意識の問題とともに、実利的なプラス面を出していけないと連携の意義にならないのではないか。

(高野座長)

- ・ファインダビリティの向上の話。コンテンツの利用等の実績について指標化され、公平に評価されるような仕組みを工夫していく余地はある。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- ・連携の意義というのはすごく重要だと思うが、意義の前に根本的な目的、それによって何を実現したいのか、ないしは根本規範のようなものが少なくともヨーロッパには明確にあるように見える。
- ・恐らくそれは欧州文化の世界への発信力を強化する、実物施設への来館者を増やしていくことなどもあろうが、そうしたことのほかにいくつかの理念が見える。
- ・一つ目として、アグリゲーター構造をしっかりと構築していくことは、統合や連携と言いながらも、各文化施設分野、美術館、博物館、図書館、文書館、放送のようなさまざまな分野あるいは地域が有する専門性、固有性、自律性、多様性といったものを、強く尊重し、強化していくことを目的にしている。IT サービスなどによるなし崩し的な連携ではないがしるかにされかねない固有の価値を、しっかりとした連携構造を作ることによって尊重することが目指されている。
- ・二つ目は、利用者の自由である。
- ・三つ目が、4 ページ図 1 にある、上に伸びている「新たな知の創造」に近いところであると思うが、コンテンツを利活用した知識の創造、知恵の継承、あるいはコミュニティのアイデンティティの育成強化といったようなことである。
- ・アーカイブの連携というのはいろいろな固有性のさまざまな意味での繋がりであるが、デジタルアーカイブや統合ポータルはそれ自体が新しい意味での文化施設としての性質を恐らくは持ち始めるようになる。そもそもそれが何を指すのか、長い議論が必要であるが、しっかりと言説を積み重ねることが施策の説得性につながる。

(高野座長)

- ・重要なポイントだと思う。放っておくとウェブ上の知識やサービスの価値は平準化していき、これまでこの分野が大切にしてきた個別専門性に対する価値は、ないが

しるにされることが多い。そういったフラット化に対する挑戦というのはある。

- 一方で、それを全部使いたいと思う人に対しては、利活用の意味では非常にフラットであるべき。普通にやると一元的なサービスになってしまうところを、そうならないよう何とかうまく両立したい。

(筑波大学 杉本教授)

- 「アグリゲーター」という言葉は一般的に通じにくい。ゴールがあってそこに集めるイメージ。ヨーロッパナでのデータモデルのような集め方か、フラットにコレクションを作ろうという意味か、そこが議論の分かれ目。誤解を招くなら無理に使う必要はないのではないか。キュレーターと呼ぶべきかよく分からないが、要は収集する人。

(高野座長)

- 既存組織のどこかがアグリゲーターになり、そこに全部寄せていこうとすると、今指摘されたようなイメージになる。集める活動自体は、既存組織のどこかがチャンピオンとなってやることではないかもしれない。プロジェクト化して委員会を立ち上げ、どういう集め方が適切か議論し、そこに皆で入れていくイメージでもよい。

(筑波大学 杉本教授)

- クローラーを走らせて集める方法もある。

(東京国立博物館 田良島課長)

- 「アグリゲーション」の代わりに「キュレーション」という言葉を使うことはあるか。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- 私の知る範囲においては見たことが無い。ここでのアグリゲーションは、多様なメタデータを集約する、公開する、提供する機能という狭い意味で使われている。
- キュレーションにも様々な意味があるが、そのような文脈で考えると、キュレーションという言葉とは少し違ってくるかと思う。

(高野座長)

- キュレーションの方が少しレベルが高い意味ではないか。アグリゲーターは、データを集約するところまでというニュアンスという理解。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- そういう理解。アグリゲーターによって集約されたデータを美しく見せていく、価値を付与していくというレイヤーで、デジタルキュレーションという言葉が使われるという理解。

(高野座長)

- ・アグリゲーターに代わる名称については、引き続き検討する。
- ・中間報告に盛り込んでおくべき利活用の事例について、他に意見をいただきたい。杉本委員ご指摘の、情報提供側でないところによる活用の具体例や、山崎委員ご指摘の、フラットでない使い方の具体例など。

(筑波大学 杉本教授)

- ・(p.7) 図2は、コンテンツを持っている側・メタデータを収集する側のイメージ。これとは別に、コンテンツやメタデータの利用を提供する側のイメージがあってもよい。来年度の議論になるかもしれないが、両者を区別する視点が必要ではないか。

(高野座長)

- ・意義について、新しい利用者や先進的な取組者がさらに活躍しやすくするため、提供者側と利用者側の両面ですり合わせるべき。今、両者は非常に距離が遠いので属人的に頑張っている人しかそういうことが起きない。それをもう少し色々な人が挑戦しやすくするのが今回の大きな意義だと思う。個々の機関・施設という箱の開き方もそうだし、集めて活用しやすくする、新しい事例を作りやすくする、というものを模索していく。

(秋田県立図書館 山崎副館長)

- ・評価について、地方にいて、単に、アグリゲーターにデータを上げるような作業にメリットは感じられない。大抵、費用も付かず、期限付きで提出を求められたりする。ただし、自分も立ち上げに携わった国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」では、館長から礼状が来ることがあった。マスコミに出したり、公開したら何点、アクセスがあったら何点という細かい評価基準を設けたりした。お金をもらわなくても、それだけでも頑張れるという例。
- ・「アグリゲーター」の名称について、既存の言葉だと何を使っても誤解を招くと思う。新しい言葉を創った方がよいだろう。

(高野座長)

- ・良い事例集のようなものを蓄積し、効果を共有するのが良いのではないか。全員に定量的に評価していただくと費用もかかるし、各組織にかなり協力していただかないと正しい数字も出ない。間違いなくうまくいっているところをつぶさに分析し、その数字を公開することは今のモデルでできるかもしれない。

### ③地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題

(高野座長)

- ・冊子目録のデジタル化は、具体的に予算が付けば大きく進展するかもしれない。電

子化されて困ることは館としてまずないだろう。あとは、館として活動する際に、著作権法上問題ないか、国の施策に則った活動か、といった一種のお墨付きが行き渡れば、この国の目録あり方が大きく変わることが期待できる。

(東京国立近代美術館 水谷室長)

- ・期待は持てると思うが、同時に解りやすさも必要で、各館の館長や現場の学芸員がメタデータの連携に乗り出す際に、資料1の7ページにある図2よりも、縦系列の方が分かりやすいところもある。
- ・どのような流れに乗っていけば、我々のメタデータはどこに行きつくということが分かることも重要なので、そうすると資料の図1や図2はその説得を難しくしているのではないかと感じる。工夫が必要。

(高野座長)

- ・説明の相手方に応じて、分野ごとや分野横断用など、いくつかの図を作った方がよいかも。集めるときの説明と、集めた後にどう展開されるのかの説明を同じ図に書き込むと分かりにくくなる。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- ・地方の問題には前半のアグリゲーターの議論との関連で考えるべき部分が存在していると考えている。
- ・前回の報告でヨーロッパのアグリゲーター、DPLAのハブがどのような機能を持っているかをご説明したが、最低限共通しているのはまずメタデータをアグリゲートして、そして統合ポータルに提供することである。
- ・しかしそのほかにも、データ自体のホストであるとか、日本であれば杉本先生がやられているデジタル・アーカイブ・ネットワークのような意識啓発、人材育成、そしてそれぞれの固有性をしっかりと持った、デジタルライブラリアン、デジタルキュレーター、デジタルアーキビストといったデジタル人材育成のほか、権利処理やデジタル化に関する支援センターの役割なども担っている。
- ・地方の文化施設、例えば法律問題一つとっても、大きな文化施設でも単独で弁護士一人を抱えられる人件費を持っているところはないと思う。
- ・自分は弁護士ではないが、私が権利処理をお手伝いしているところもそうである。自分が一人で数館を見て、ちょうど成り立つか成り立たないか、というところ。
- ・技術であれば力量を持ったITやデジタル化の専門家が10数館に一人いれば相当程度様々なことが進む。支援機能というものをどういう単位で置くかというのも、まさにアグリゲーターの議論そのもの。
- ・このような話をすると、そういう人材をアグリゲーターレベルで配置することも大変なコストがかかるのではないかという議論が出てくる。
- ・しかしむしろ、どのように効率的に専門人材を配置すれば、総体として最もデジタルアーカイブのコストが少なく済むのか、広域的な最適化の問題として、いわばコスト削減の問題として考えるべき問題。

- ・アグリゲーターが持つ様々な機能のうちの支援機能を、分野単位でやった方がやりやすいのか、ないしは地域単位で、たとえば人的なつながりを通じて電話一本で助けることができるといったことも含めて地域であった方がやりやすいのか、そういった構造の中から考えていくと、アグリゲーションが地域単位なのか分野単位なのか、地域ごとの必要性・ニーズといったことから演繹されてくると理解している。

(高野座長)

- ・そこに相談すると良いネットワークに入り自館の利益が高まるという駆け込み寺のようなどころがあるとよい。国全体として各県のバランス、ミッションを検討するとよい。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- ・たとえばドイツであればミュンヘンのデジタル化センター等が著名であるが、そうしたデジタル化機能の地域集約も、コスト削減という観点から積極的に考えるべき。
- ・インフラの共有や人材の共同雇用なども含めて、広域協力でできるだけコストを削減したうえで、使える予算は実物の保存などに使いましょう、というのが財政に苦しいヨーロッパがこういうことを進めている中での一つの知恵だと思う。

(筑波大学 杉本教授)

- ・地方でのアーカイブ連携については、震災に関するアーカイブで宮城県、岩手県で実際に小さな自治体も含め色々なところで作っている経験を、ここでの議論に何らかの形で反映できるとよいと思う。

(高野座長)

- ・「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」は束ねる試みの一つの例だが、外部へ提供する情報、自治体プランの基礎となる情報、次世代に伝える記録情報が、個別バラバラで繋がっていないようだ。それらを束ねるための議論を内閣府の会議でしているが、ここでも同じような課題があると思う。
- ・地方での活動に関し、地方で技術や法律をよく分かる人がいないという話も聞くが、地方には大学がある。それを目的に研究している人もいるし、そこには文科省からお金も出ている。そういった大学の研究と内閣官房のプランニングが、うまく繋がっていないようでもったいない気がする。

(秋田県立図書館 山崎副館長)

- ・今の時代だと、多分できるところからやっていくしかないのではないかと。センター的役割があると確かに一番よいが、人材の確保も厳しい。アグリゲーターとして活発に活動しているところは、支援的な役割は持たざるを得ない。技術的なサポートをすればデータももらいやすくなる。そこは表裏一体であろう。アグリゲーターとして、地方で中間的な何か、それは図書館でも大学でも博物館でも構わないが、支援的な人材を考えておかないと、ただ集めるのは難しい。

(高野座長)

- 立命館大学に「アート・リサーチセンター」という機関がある。2014 年度頃から文科省の共同利用研究機関という位置付けで、文科省からお金も出ている。文化情報などのデータベースを持つ人が、何らかの整備、発信、連携といったことに困ったら、そのセンターの公募研究に応募し、認められれば、そのインフラをプラットフォームとして自分の研究に利用できる。
- その文化財バージョンとして、MLA で何か関連したものを持っている人は、専門家集団が構えている機関に応募し、認められれば、効果的に困りごとが解決される仕組みができるとよい。その機関には、何年維持しなさいという形で、地方からの予算もきちんと手当てされることになれば、活動も一気に加速されるかもしれない。

(秋田県立図書館 山崎副館長)

- 先日 IRI 知的資源イニシアティブのセミナーでプレゼンしたのだが、文化庁からの委託で、全国 1000 人くらいを対象に著作権の調査を実施した。こういった NPO の存在は重要である。教育もできるところがある。これからは、行政機関だけでなく NPO など様々な力を活用した方がよいと思う。

#### ④デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題

(筑波大学 杉本教授)

- 追加していただきたい事項として、デジタルアーカイブと同様、メタデータも長生きしなければならないということ。先ほど話に出た識別子の他、直接内容に関わるようなことも、長期に亘りメンテナンスが必要。それに色々付随するデータに関する長期メンテナンスも、このデジタルアーカイブのコンテキストの中で考えないといけない。コンテンツのファイルだけ残り、中身が使えなくなってしまうことも十分考えられる。

(高野座長)

- メタデータ標準化のための連携と謳うと、色々問題がありそう。固定的には考えないことをどこかに入れておきたい。
- 時代によって変遷はあるものの、例えば、URI がすぐ変わるようなものは意味がない。できるだけ長生きするものを、必須項目として選びながら、各方面でものをよく理解する人がメタデータをつけてメンテナンスしていくことを言うのだろう。
- その一方で、博物館が典型だが、その昆虫がどういう昆虫かとか、この星がどこで誰が発見したのか、という科学のファクトと繋がっていないと意味がないものについて、書誌的には完璧だが、本物の知識と繋がっていないということは結構あると思うが、それはナンセンス。そういう博物館が持ってきたポリシーを少し揺らがす、追加していくのかもしれない。



- ・ミニマムセットを考えましょうとここで言っているが、それによるメリットが言えるとよい。先ほど話に出たプラットフォームをつくるのに非常によいとか、著者と、発見者と、どこそこの館長は同じ人で、その人が発見した石はここにある、といった情報がきちんと繋がってくるのか。今は、この石の発見者とこの本の著者が同一人物かどうかといった情報の繋がりについては、どのデータベースも保証しないのではないか。それはどうにかしないとイケない。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- ・メタデータという概念自体が自分のような文系にとってはかなり勘所のつかみづらい概念。自分自身もともと法政策を研究している立場から、最初ずいぶん苦戦した。
- ・端的に我々の言葉で表現するのであれば、それはある事物の記号的な表現の法であると説明している。事物はそのように表現されるというルールを決める法である。
- ・例えばだが、各分野の専門家と話していると、標準的なオーケストラのメタデータに録音者がコントリビューターとして記録されないこと、あるいは図書館の標準的なメタデータにブックデザイナーの名前が表示されないことの是非なども議論になる。こういう観点からは、メタデータ標準はいかに貢献者にアトリビュートするかというルール体系の一つだと理解することもできる。
- ・そのように考えたとき、連携のための必要最低限のメタデータセットをどのように決めるかは、おおよそのコンセンサスはあるながらも、多様な分野を包含するルールを考えると、熾烈なプロトコル・ポリティクスにならざるをえない。
- ・いかなるものかを決めると同時に、いかにルールを決めて変えていくのか、二次ルール、メタデータの決め方についてのメタルールの方を真剣に考える必要がある。
- ・実際にヨーロッパの EDM (European Data Model) 策定を含めた意思決定をするボードメンバーは各分野のアグリゲーターの代表者、利用者の代表、研究者のような人間を含め、まさにマルチステークホルダーでオープンにルールを決めることを大前提にしている。このように、繰り返しになるがメタデータのメタルールを考慮する必要があり、それがメタデータの長期的な保存と継承につながるだろう。

(筑波大学 杉本教授)

- ・全くその通り。一方で、ここの中だけで解決できる問題でもないとも思う。国立国会図書館では、国立国会図書館サーチで対応できるようにボキャブラリをもっている。そういったものもアーカイブとともに併せて保存していくことも考えないと、いずれ言葉が通じなくなるという問題が出ると思う。

(高野座長)

- ・ブックデザインが分かりやすい例だが、図書館の書誌は、表紙、版、ページ数が多少変わっても同じものを使い続ける。何を同じと見るかということの裏腹であり、どういう同一性に価値を置き、どういう差異は無視するか、ということが現れる。何か標準を一つ決めるといことは、それ以外の差異は無視するというメッセージ

と取られかねない。そうすると、そんないい加減なのにつき合いたくない、と多分思われると思うので、標準の決め方についてはオープンであるという言い方をしておく必要がある。ずっとこれで良いとは我々も思っていないということ。

- ・このテーマもこれで結論が出る話ではない。来年の重要なイシューであるということが今年議論されたというまとめになると思う。

## (2). アーカイブの利活用促進に係る課題検討

### ①アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進のために

#### (高野座長)

- ・こういったガイドラインできちんとメタデータの望ましい権利の在り方を示すことと、個々のデータがどういう範囲で認められているものであるかについて今後は明示されていくようにすることは、非常に重要である。これまでも、見ることはできるがそれをどう使っているのか書いていないので分からない、という状況があり、利活用できるものであっても利活用できないことになっているような気がする。
- ・本協議会の今年度の中間報告でのアピールとして、この点を多少踏み込んだ形で書くことにより、一つの方向性が出てくると良い。

#### (東京国立博物館 田良島課長)

- ・おおむねこの方向性で異論はないが、サムネイル/プレビューの線引きをどこにおくか、何らかの基準を示したいところ。今回は無理かもしれないが、実態的にどのあたりを指すのか、今後多少詰める必要があるように思う。
- ・東京国立博物館では、基本的に元データ（コンテンツ）に著作権がないのであまり問題にならないが、美術館では問題となる場合があるので、小さな画像は引用に当たるとか、サムネイル/プレビューに対する許諾をどうするかが課題と思う。

#### (東京国立近代美術館 水谷室長)

- ・美術館の職員にこの資料が渡って、突然「CC0」とか「CC-BY」を理解するのはかなり厳しいという感じがする。
- ・日本は美術館、博物館共にプライベートミュージアムが多くまた大きな力を持っているので、これらの館のメタデータを最初からオープンにすることを前提にして議論するのは難しいと思うので、もう少しそのあたりの前提を書いていただきたい。

#### (高野座長)

- ・絵のタイトルや誰がいつ描いた、といったファクトでも難しいか。

#### (東京国立近代美術館 水谷室長)

- ・ファクトでも難しい。結局プライベートミュージアムで何を持っているのか、作品

をどのようなネーミングにしているかということは、その館の活動そのものであり、簡単に公開するのは難しい。

(東京国立博物館 田良島課長)

- 何を出して、何を出さないかをコントロールできるのであれば、それはそれでよいだろうと思う。持ち物は全部出せということだと問題。

(高野座長)

- 出すときはこういうルールで出すということ。その結果、重要なものはほとんど出せないということであれば、また考える。使用の目的を担保した上で出すことになると思う。

(秋田県立図書館 山崎副館長)

- 「ii.サムネイル／プレビューの利用の表示方法はこういったものがよいか」の意味は、サムネイルそのもののか、ライセンスの表示のことか。

(国立国会図書館 大場課長)

- ここに書いてあることは利用の条件についての表示方法をどうするかということで、「CC0」などを利用して統一していくのが良いのか、そうではなく別の仕組みでそれぞれが個別に行うのが良いのか議論が必要という意味。

(秋田県立図書館 山崎副館長)

- ライセンスの埋め込み方法も考えていく必要がある。ライセンス表示そのものの方法論の案ではないが。ただライセンスを付けるだけでは、勝手に取られてしまうかもしれない。

(高野座長)

- トレーサビリティの話かと思うが、公開後、完全に捕捉するのは、なかなか難しいだろう。

(東京国立博物館 田良島課長)

- CCを知っている人はまだ少ないと思うので、そもそも何か説明が必要と思う。また、なぜCCなのか理屈が立たないと納得されにくいかもしれない。

(高野座長)

- 世界の動向がここまで来ている中で、日本として同じレベルで発信しないと、日本の良い文化がヨーロッパから一番見つかるということになりかねない。それは避けたい。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- ・クリエイティブコモンズが日本であまり知られていないことについては、日本支部の関係者として力不足をお詫びする。今回の報告書における記載や説明にはできる限りの協力させて頂くし、関係者と協力してさらなる普及に努めていく。
- ・一つ、この問題を論じるにあたり、サムネイル、プレビューもそうだがメタデータというものの法的、権利的性質について、理解を整理し共有しておく必要があると考えている。
- ・メタデータというと、特に法学の方々と議論すると、それは事実情報なので著作権は無い、で議論が終わってしまう。しかし前回杉本先生から丁寧に説明があった通り、メタデータというのは要約すると情報に関する情報なので、一冊の本が丸ごとメタデータであるということも極論としてはあり得る。
- ・端的にいうと情報に関する権利や法的問題であれば全てが関わってくる。
- ・メタデータを CC0 でわざわざ権利放棄する意味を考える前提として、アーカイブ連携等に関わる実務上のメタデータの法的論点は5つあると思っている。
- ・1つ目は、個別のメタデータが長いディスクリプションであったりして、これ自体が著作権の保護対象となりえる程度の創作性を兼ね備えている場合。
- ・2つ目は、いわゆるデータベースの著作権。素材の選択や構成等によって、データベースの作りに創作性がある場合。
- ・3つ目は、日本ではないが EU データベース保護指令のようにスイ・ジェネリスと呼ばれるような独自の権利が発生している場合。
- ・4つ目は、厳密な意味での法的な有効性はともかくとして、利用規約等で勝手に使っちゃダメ、使うときは許諾を取ってくださいね、と書かれている場合。
- ・5つ目は、不法行為。逸失利益等があれば損害賠償を求められる可能性がある。
- ・今申し上げたことがグローバルなメタデータの流通のなかでは、様々なジュリステイクションごとに関係してくる。特に不法行為や創作性の判断は国の数だけある。あるメタデータに権利が発生するのかしないのか、厳密には誰にも分からない。
- ・8割が大丈夫、2割がダメな可能性があるというような場合、我々公的な文化施設には大きな問題であり、それはすなわち使わないことにしましょう、となる。
- ・よって、確実にメタデータが円滑に利用可能であるように CC0 にしておこう、というのがアメリカやヨーロッパの共通した方向性。
- ・なぜ CC-BY ではなくて CC0 なのかは、ずっと議論があって、CC-BY にすると1万館からのメタデータを集約して利用する際など、1万のクレジットを付けることが出来るかという出来ないのが、CC0 にしようというのが端的な理由。それに加えて、そもそも滅多に著作権が発生しないものに著作権のライセンスである CC-BY を付与することの是非という問題もある。
- ・どこまでオープンにするか、分野固有の議論があり難しさがある。しかしアーカイブの法政策サイドの責任として強調しておかなければいけないのは、メタデータの権利というのは、法的な意味でのメタデータの相互互換性の中核であるということ。いかにメタデータ自体が国際標準に則っていても、権利的性質が同じになっていないと連携することができない。日本のメタデータが原則 CC0 にならないと、ヨーロッパやアメリカとも連携することができない。

- ・メタデータのところはそのような観点で考えてほしい。
- ・もう一つ、田良島課長から、これは出す、出さないという選択があればという発言があったが、これもまさにルールをいかに作るかという、メタデータの本質。
- ・ヨーロッパは、データ交換協定で全て CC0 にしている。4800 万件以上のメタデータレコードがあるが、この大原則はヨーロッパに提供したメタデータについてはそれを適用するということであって、公的な美術館、博物館、図書館、文書館については相当程度それに則っている。
- ・しかし、向こうでも放送やフィルム、ファッションなど商業的価値の高いものについては、メタデータでも CC0 にするわけにいかないことも多く、これのこの部分、この作品のメタデータはヨーロッパには出さないでおこう、ということも普通に行なわれている。むしろその選択可能性こそが統合と分散を両立するための本質。
- ・それでもやはり、デフォルトルールは設定しておく必要がある。個別の文化施設において実務者の間で悩むのは、ルールが存在しない場合にどうしようかということ。
- ・デフォルトルールが決まっているだけで相当進む、しかし一方で、例外というのがきわめて重要である、原則と例外の関係をよく設計しつつ、メタデータは原則 CC0 という国際標準で検討していただくことが、実務的にも望ましいのではないか。

(高野座長)

- ・意義が非常によく分かった。

## ②コンテンツの拡充と利用条件表示における課題

(高野座長)

- ・これまでコンテンツに関してここまでの話はあまりしなかったかもしれないが、メタデータで所有館が分かったときに、そのデジタルコンテンツを、お金を払う／払わないも含めて、どこまで、どういう形で利用できるのか、あるいは本物を見るにはどこに行けばよいか、といった本当の意味でのデータにたどり着く仕組みの情報と、どう繋げていくのか。メタデータのポリシーと同様、提供側のポリシーとして、段階を追って権利問題などについても整理する、ということが進むと、全体的な利活用がより深い形でデザインできるのではないか、というのが趣旨。

(日本放送協会 古堅部長)

- ・可能なコンテンツについてはできる限りオープンで、ということだが、放送の場合、メタデータは今も公開しているが、権利の関係もあり、番組本体にたどり着く術があまりない状況。可能性があるとするれば、オンデマンドや公開ライブラリ等かなり限定的な手段にならざるを得ない。そういった現状を含みつつ検討いただけるとありがたい。

(高野座長)

- ・だから全部公開しないとなるよりは、少しでもアーカイブセンターに行けば見られるというチャンネルが開かれていることが重要だと思う。ここから先はものすごく高いお金を取るということがあっても全く構わない。メタデータはメタデータ、公開は公開、どれがどこにいったら見られるのかも、一切分からないという状況は避けたいだけだと思う。

(筑波大学 杉本教授)

- ・メタデータとコンテンツは区別して使われていると理解したが、P13 の①～③の「デジタルコンテンツ」の書き方について、メタデータと思われるものも含まれてくる。例えば、「③発見を助けるための流通用デジタルコンテンツ」はプロモーションビデオが含まれると思うが、プロモーションビデオはメタデータでないのか、とも思う。その辺りの区別が難しい。もう少し分かりやすい方がよい。

(高野座長)

- ・ここでは、狭い意味でのメタデータには含まれないと思うので、プレビュー等、例示することによって分ける必要があるかもしれない。

(筑波大学 杉本教授)

- ・コンテンツに、一次コンテンツ等、もう少し修飾語を付けた方がよいかもしれない。

(高野座長)

- ・例外を除く全てが二次コンテンツということになると思う。デジタル化した大元とは別のものという感じで。

(筑波大学 杉本教授)

- ・「保存のための所蔵資料をデジタル化したもの」というのは、ボーンデジタルのものとデジタル化したものとを区別して書こうとしたものとも思ったが、この表現も分かりにくかった。特にゲームだとデジタルしかないのでは。

(高野座長)

- ・①はプリザベーションのためのデジタル化というくらいのつもりで書かれているのかと思う。表現はもう少し工夫していただく。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・p.14 後半のコンテンツ利用の条件について、デジタルコンテンツで著作権保護期間満了が確認されたものについてはオープン化、とあるが、デジタル化されたコンテンツのレベルは色々ある。著作権が既になからという理由でオープン化、となるとコスト回収の問題が出てくる。著作権がなくても、手間のかかった財産であることには違いない。不法行為はどうなるのか、の話とも関連する。そこをどう考えたらよいか、もう少し慎重に検討した方がよいのではないかと。

(高野座長)

- ・何かしぼりのように見えるのはよくない。アメリカではメロン財団というものがあり、貴重なもののデジタル化やサービス提供に巨額のファンドが付く。その条件として一般的に無料で使えるサービスを作るだけでなく、有料でプロが研究に使えるようなものを同時に付けることや、無料で見られる画面とプロ用の画面の解像度が全く違うことがあるとも聞く。そういった提供者側にやる気が出る、博物館の新事業として館内で提案できるような枠組みがここでリコメンドされるのが望ましい。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- ・今の田良島課長の指摘に直接返答になるかわからないが、まさにオープン化の問題をファンドの問題と分けて考えるのは適切ではない。まずは、デジタル時代の文化政策を財政的にどう裏付けていくかということが根幹にある。
- ・すこし角度の違った論点になってしまうが、ファンドという意味では少なくともヨーロッパやアメリカでは、国や自治体、民間財団等を含めたパブリックなデジタルアーカイブファンドの応募要件、支出要件として、その成果物をオープンな形で公開することを条件付けるということが広がってきている。
- ・これに関しては最近内閣府の方でもオープンサイエンスに関する方向性が示され、公的支援に基づく研究成果についてはその研究データも含めてオープンにしていけばいい、と我々研究者に対して求める方向性が明確に示されている。
- ・そこで想定されているのは主に STM (Science, Technology, Medicine)、理系の研究データではあるが、言ってみればカルチュラルヘリテージ、カルチュラルリソースというのは文系の研究データそのものともいえるので、その接点というのをぜひ積極的に考えていただきたい。
- ・私ども、研究のプロセスのなかで資料のデジタル化をしたり、3D データを作ったりすることがあるが、そこで作られた成果物というのは研究期間が終わるころには見つからなくなっていることも少なくない。NII (国立情報学研究所)、JST (科学技術振興機構)、JSPS (日本学術振興会) などの機関の役割を含め、そういうコンテキストへの対応を検討いただく必要があるかと思っている。

(高野座長)

- ・どれくらいの研究費が、文化財を研究の過程でデジタル化することになっているのか、調査してもよいかもしれない。先ほど話した立命館大のアート・リサーチセンターのデータもそういうものかと思う。そういうものが国全体としてどれくらいあり、それが今特にデフォルトのライセンスを決めていないので、研究者しか見てはダメといったルールになっているかもしれない。それらをどのくらいオープンにしていけるのかについて把握できると良い。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・東京国立博物館では、基本的にリクエストのあった作品は館が無償で撮影している。

(筑波大学 杉本教授)

- ・オープンサイエンスの問題について、昔からデータベース科研(科学研究費)というものがあり、それで作られたものは今言われた議論の範疇かと思う。一方、ここで議論するデジタルアーカイブのスコップとは少し違う気がする。ただし、ここでそれを除外する必要は決してない。一方で、公的な資金を使って学術目的に使われているデータをより広く使っていくという点に関して、ここでの議論と繋いでいくという切り口を含めて報告していくのは重要と思う。人文系で作られたデータベースは研究者の退職とともに大体死んでいくと聞く。そうならないようにするためにも、この話は役に立つと思う。震災アーカイブのように文化財の話にも関連するし、科学技術とも関連する。そういったクロスオーバーする項目も多い。そういったつながりを、ここで少しリファーしていくのも大事であると思う。

(高野座長)

- ・ご指摘を意識しながら、ルールを連携して変えていただければ、こういう活動をする人にとっても大変メリットがあるということを訴えていけることになると思う。
- ・伝統文化課は修復等にかなりの予算を毎年使っている。その予算は国にとっての重要度順に付いていく。例えば、70年に一度、物を見て修復する。その修復の過程が写真に撮られ、紙の報告書に入る。その一部がデジタル化され、データベースに入るが、そのためだけのものであり、文化遺産オンラインその他の館の発信の目的に供されることはないとのこと。大変もったいなく感じる。この検討会がリコメンドを出して、そういうものも重要なリソースと外からは見えるというアピールをできるとよい。できれば次からは、こちらに出してもよい写真については印をつけて、メタデータを付けて出してもらおうと、自動的に蓄積されていきますね、という緩やかな働きかけになろうかと思う。

### ③利活用促進のために必要な取組

(高野座長)

- ・この委員会として、引き続き、議論する観点を挙げてほしい。先ほど話の出た、オープンサイエンス的な考え方でファンドと連携するというのも、ここに属するものと思う。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・海外からの日本研究者から、日本側の発信が弱いと言われる。もう少し海外向けの話強く打ち出しておくとうよいのではないか。

(筑波大学 杉本教授)

- ・報告書に入れられる話か分からないが、アーカイブを作る側の視点から見ると、アーカイブはインフラだと思う。インフラは水道であり、蛇口からコーヒーが出てき



でも困る。そこから先に、水を使って料理に使っていくのは次の段階。どこでも高品位なデジタルコンテンツ、文化財が使える、それはどういうものであるのかということが、今年の議論。その次には、そのインフラを使い、どんな料理を作っていくのか、という議論につなげるとよいように思う。インフラとしてどういう要件がよいかは今年度はここまで整理した、ということ。

- 専門家が使うと面白いと思うが、普通のユーザによる使い方は難しい。例えば、図書館でたくさんある本を見ても面白くないが、中身を見れば面白い。その中身をどのように面白くできるかは、利用者の利活用のところで考えるべき。それまでは、それぞれのコンテンツをどう定義すべきか、そこまでの議論をしたと言う方が誤解は少ないように思う。

(高野座長)

- メタデータだけ集めれば便利だぞとは、思っていないことは伝わるように。数は少なくてもよいから、本物のコンテンツまでたどり着けるとか、それを読み取るときに、メタデータの広がりの部分も関連付けながら利活用できる、ということだと思う。

(秋田県立図書館 山崎副館長)

- 利用の専門家というのは、どういう意図がよく分からない。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- 面白さ、利活用というところだと、デジタルらしさというか、ポップさというか、中村伊知哉先生的なセンスとの接点ということになるのかもしれないが、そういうところが重要だと思っている。
- 前回ヨーロッパナファッションの利活用の事例としてタンブラーに載せたり、ピントレストに載せたりということをすごく重視していることを説明した。
- こういったソーシャルメディアに対する発信というのはヨーロッパナ全体で非常に力を入れていて、Facebook や Twitter への発信、それから非常に重視しているのがウィキペディアへの提供である。
- ヨーロッパナや所蔵館のサイトで見られた数よりも、そういう SNS やウェブサービスの上で見られた数の方が多いというところまで、ヨーロッパナではちゃんとデータをとってフォローしている。
- 来館者数至上主義のような考え方には自分自身懐疑的だが、見られた数というのはコンテンツの価値の一つの尺度であると思う。そのためには利活用条件が自由になっていなくてはいけない。全てではないにしても、出せるものは出して欲しい。
- 特にウィキペディアであれば、今我々が外国の機関を調べるときは公式ホームページを見るよりも先にウィキペディアの項目を見ていると思う。そういうところを使うことのできる、正しいコンテンツを提供していく価値は高い。コンテンツとポピュラーなウェブサービスとの関係というのは利活用では意識しておくべき。

(秋田県立図書館 山崎副館長)

- ・社会に広めていくのは必ずしも専門家ではないように思う。専門家というと大学の研究者ととられかねない。そこをもう少し広げて書いた方がよいかもかもしれない。

(高野座長)

- ・利用者側の目線に立ったポータル、使いたくなるようなプラットフォームというものをどうデザインしていくか、ということだと思う。検索というのは、最低限の API 提供といったものだと思うが、そうでない側の整理の仕方を模索していく。今だと先鋭的な、良くできたプラットフォームに載せよう、ということになると思うが、そういうものとの接点を取っていくということ。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・オンラインゲームの影響で、日本刀がブームになったことがある。当館にそのモデルとなった日本刀が展示された。展示期間中、当館の **Twitter** で通常の 100 倍の反響や、実入場者で毎日 1000 人増えた。自分たちの思いもよらないところに需要がある事例と言えるのではないか。
- ・その際に良かったのは、所蔵作品については、現場での撮影は許可しており、ウェブ上の画像も使ってよいため、画像とともに人気広がった。図らずも実入場者に反映され、成功だった。

(東京国立近代美術館 水谷室長)

- ・海外から日本美術の情報についての専門家を呼ぶプロジェクトを行っているが、来る方々は日本語も流暢で、日本の美術にも詳しいが、そのような方々でも日本のデジタルアーカイブの本題を把握できていない。
- ・これらの方々は、必要がないから知らないのか、知らないから必要性を見いだせないのか、どちらもどっちなのだとは思いますが、優れた情報を得ることができるポータルサイトを作るだけでなく、この存在を海外の研究者のネットワークの中にどのように発信していくのか考えなくてはならない。
- ・そのための人材育成と、良い成功モデルが見られる場をどこかに作った方が良いと思うので検討いただきたい。

## 2. 今後の予定について

(高野座長)

- ・中間報告案について、関連省庁等連絡会に報告するが、最終案の書きぶりは座長及び事務局に一任ということをお願いしたい。
- ・3/22 に検証評価企画委員会で概要を報告する。
- ・来年度の予定については、年度明けに事務局から連絡する。

### 3. 情報共有のために

#### (1) アーカイブ利活用促進に向けた制度整備の状況について

○文化庁著作権課 俵著作物流通推進室長より資料3に基づき説明。

(東京大学大学院 生貝特任講師)

- ・サムネイルの紹介のための利用に関しては47条の2を改正する形で行うのかと想像しているが、恐らくここで作るようなポータルサイトとの関係でいうと、47条の2に基づいて公開されたサムネイルを、現物を所蔵しているわけではない統合ポータルやアグリゲーターの検索結果に載せられるかというのが非常に重要なところになると思う。
- ・プレビュー、サムネイル等を使える主体としては、我が国は平成21年改正の47条の6の検索エンジンの要件を満たした主体に関しては既にプレビューのようなものが幅広く使えるようになっている。そういうこととの平仄を考えて、ポータルのうえでのサムネイル等の利活用の可能性を検討いただけると意義があると思う。

(文化庁著作権課 俵著作物流通推進室長)

- ・具体的に今回のご意見を踏まえて来年度検討していくことになるので、今の意見を踏まえて、またこちらでもご意見を伺うこともあるかもしれないので、よろしくお願いいたします。

#### (2) J-LOPの権利情報データベースの取組について

○経産省文化情報関連産業課 平井課長より資料4に基づき説明。

#### (3) 司書・学芸員養成課程におけるデジタルアーカイブ関連科目の取扱いについて

○文科省社会教育課 渡辺専門職より資料5に基づき説明。

以上